

蕨市青少年野外活動奨励費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青少年団体が実施する野外活動事業に対する野外活動奨励費（以下「奨励費」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象団体)

第2条 奨励費の支給を受けることができる団体は、蕨市青少年団体連絡協議会加盟団体及びこれに準ずる団体で蕨市教育委員会が特に認めた団体（以下「青少年団体」という。）とする。

(奨励費の額)

第3条 奨励費の額は、野外活動事業における宿泊施設（蕨市立信濃わらび山荘を除く。）への宿泊に要する費用として1人1泊につき1,100円とする。ただし、2泊を限度とする。

(支給申請)

第4条 奨励費の支給を受けようとする青少年団体は、蕨市青少年野外活動奨励費支給申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、野外活動事業の実施日の10日前までに市長に提出しなければならない。

(支給決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは、蕨市青少年野外活動奨励費支給決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(報告)

第6条 青少年団体は、野外活動事業が完了したときは、速やかに蕨市青少年野外活動事業報告書（様式第3号）に、必要な書類を添付して市長に報告しなければならない。

(支給)

第7条 市長は、前条の事業報告を受けた後、当該報告に係る書類を審査し適当と認めたときは、蕨市青少年野外活動奨励費確定通知書（様式第4号）により通知するとともに、速やかに奨励費を支給するものとする。

(奨励費の返還)

第8条 市長は、支給の決定を受けた青少年団体が偽りその他の不正行為により支給を受けたときは、当該青少年団体に対し期限を定めて既に支給した奨励費の全部又は一部の返還を求めることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。